

第79回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要・・・・・・・・ 3

連結計算書類

連結計算書類の連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

計算書類

計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(2021年4月1日から2022年3月31日)

兵機海運株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hyoki.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、本体制に関連し、コーポレートガバナンス全般を企業の外的側面から歪めるものとして、反社会的勢力の存在を警戒認識し、同勢力に対する監視、非接触及び排除を図っております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 当社は「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、企業としての意思決定の透明性や公正性を高めるための基本指針としてこの継続的な向上を図る。
- 役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たし、関係法令を遵守した行動を実践する。また、その徹底を図るため、内部監査室をコンプライアンスの統括部署と定め、同部署を中心にコンプライアンス教育を行う。
- 不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員(会)に入るシステムとして「内部通報規程」を設け、相互牽制の強化を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」により保存・管理する。
- 取締役は「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、リスクについては、各部門で潜在的リスクも含めて定例的に洗替を実施する。
- さらに、高度な危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社グループの経営に重大な影響を与える不測の事態に、必要な初期対応を迅速に行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 各種の専門的な経営課題については必要に応じて担当取締役が主導する会合等をもってこれを検討し、月例の取締役会での審議を効率的にすすめるボトムアップの役目を果たす一方、期間ごとに開催される支店長会議では、各店からの課題解決の方向性を定めた上で、期間単位で着実にこの進捗を評価、指導していくトップダウンの役目が融合し、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- 「職務分掌規程」「職務権限規程」により、職責の明確化と内部牽制が機能する体制を整備する。
- 「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項では上程、事前審査、裁決と3段階の検討機関を経ることにより、より重点的効率的な職務執行を可能とする。

- ⑤ 当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- 当社は外航事業として、海外仕組み船子会社（パナマ）等を有している。
 - 海外仕組み船子会社の業務は当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行しており、業務の適正性・グループ一体管理を実践している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき者に関する事項（その者の独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）
- 監査等委員会は、内部監査室の職員に監査等業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員はこれに関し、監査等委員会以外の取締役から何ら指示を受けない立場で遂行しなければならない。
 - 取締役もまた監査等業務の遂行に違背する行為をしない旨を「取締役会宣言」において定め、社内常時開示をもってこの実効性を確保する。
 - 監査等委員会は、適切な職務遂行のため監査等の環境の整備に努め、かつ取締役会は、監査等委員会の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
 - 「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、監査等委員会に対し、能動的に情報を提示し説明することを可能とする。
- ⑦ 当社の役職員、若しくは子会社の役職員らから報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制（当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む）
- 監査等委員会は、取締役会はもとより、支店長会議への参加により重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
 - 監査等委員会は、リスク管理委員会と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
 - 「内部通報規程」及び「取締役会宣言」を制定し、グループ全体でこれを適用することで、不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員会に入るシステムとし、当社グループの役職員が当該通報をしたことを理由に不利な取扱いを禁止している。
- ⑧ 監査等委員の本来的職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会からその業務に係る経費の請求等があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- グループ全体を会社の支店組織と同等レベルの精度をもって管理することで、グループ全体から監査等委員会への通報の体制のルートが明確となり、必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築する。
 - これを「取締役会宣言」で社内担保することで、監査等委員会の監査等の業務の実効性をより高める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

- コンプライアンス委員会の責任者である代表取締役社長は、コンプライアンス委員会の運営に際し、当事業年度も期初に関連子会社も含めた各部署等の責任者を任命し、全役職員へ周知しました。
- コンプライアンス委員会を随時開催し、内部統制監査報告等をはじめとする重点報告事項に関し、情報共有を行いました。
- コンプライアンス委員会主催で取締役と経営幹部への Web 研修を実施しました。また、取締役会と並行して実施する月例の安全衛生会議においても、各種ハラスメント防止の啓蒙等、コンプライアンスに関連する議題を適宜に取り上げ、社内啓蒙等に努めました。
- 全取締役に対し継続実施している取締役（会）自己評価において「コンプライアンス面での気づきの点」を意見聴取し、当社のコンプライアンスに関する取組みに反映させています。
- 法令、定款違反行為、各種ハラスメント等、コンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報規程」を定め、その通報先窓口を監査等委員会として「取締役会宣言」で担保することにより、情報提供者の不利益保護に十分に配慮しております。なお、当事業年度における内部通報の実績はございません。

② リスク管理体制の強化

- リスク管理委員会の責任者としての担当取締役は、リスク管理委員会の運営に際し、当事業年度も期初に関連子会社も含めた各部署等の責任者を任命し、全役職員へ周知しました。
- 「リスク管理規程」「リスク管理委員会運営要領」の運営指針により、リスク管理委員会を随時開催しました。
- 当事業年度は、社内システムを刷新した事により、内部統制監査において改善事項が指摘された事案について協議し、その結果を踏まえてリスクコントロールマトリックス（RCM）を改定しました。
- 毎年リスク管理委員会事務局から全店への発信にてリスク調査を実施しており、その結果をリスク管理委員会で検討協議致しました。当事業年度は「人員育成の滞り、人材不足」「非常時の業務体制の整備」が指摘事項として洗い出されました。前者は研修制度の拡充として外部教育研修制度の導入で、人材の活性化を図るような新制度導入に向け取り組んでおります。後者はコロナ禍対応に関係しますが、今後も災害時の BCP に活かせるように柔軟な対応を検討しております。

③ 業務執行の適正性や効率性の向上

- 事業年度開始前に予め出席者のスケジュール調整をしたうえで、各種重要会議の年間予定を決定し、全員に周知しました。
- 月例取締役会の審議時間は開始時間のみ定め、終了時間は特に定めず、十分な審議時間を確保しました。
- 取締役会に先立ち、業務執行を受け持つ取締役と経営幹部による事前会議を開催し、議案や対処すべき事

項の検討・意見交換等を行い、意思決定の迅速化・効率化を図りました。

- 実務責任者が参加する支店長会議におきましては、営業計画の達成状況を定点観測できる KPI（重要業績評価指標）手法にて実施しました。各事業部で期初に設定した重要取組み事項及び指標を数値化し、その進捗状況について出席した取締役より評価・改善をトップダウンで指導し、業務執行の効率性を向上させました。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

- 現在当社のグループ会社は外航事業としてのパナマ船子会社 1 社です。その業務遂行にあたり、取締役会で経営状況を常時把握し、グループ全体の企業価値の向上に努めております。
- 「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」等、当社内部統制と整合性をもった管理下のもと、法令を遵守しつつ業務の適正性を確保しております。

⑤ 監査等委員会の職務執行が実効的に行われることの確保等

- 監査等委員会は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員 2 名及び常勤の監査等委員を含む取締役の 3 名で構成しております。
- 常勤の監査等委員には、稟議書等の重要案件は随時回付しております。また、社外取締役である監査等委員も稟議書等の重要案件の常時の閲覧及び重要会議に出席できる環境にあり、当社の業務執行状況に関する情報を収集し、監査、監督の実効性の向上を図っております。
- 内部統制監査に際して、内部監査室と連携を図り、常勤の監査等委員が必要とする部署の監査に同行し、監査実務の実効性を高める施策を講じました。また、会計監査人とも随時連携を図りながら、監査上の主要な検討事項の選定並びに取締役の職務執行の状況を監査しました。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 (1社)
- ・ 連結子会社の名称 「K.S.LINES S.A.」

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 (1社)
- ・ 非連結子会社の名称 「HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO.,LTD.」
- ・ 連結の範囲から除いた理由

「HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO.,LTD.」は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 (1社)
- ・ 持分法適用関連会社の名称 「株式会社吉美」

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 非連結子会社 (1社) 「HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO.,LTD.」
- ・ 関連会社 (1社) 「七洋船舶管理株式会社」
- ・ 持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- ・ すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産

- ・ 貯蔵品（内航船） 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ・貯蔵品（外航船） 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

□. 有価証券（その他有価証券）

- ・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

八. デリバティブ 時価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物・建物付属設備、構築物及び船舶の一部 定額法
- ・その他のもの 定率法

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・その他の無形固定資産 定額法

八. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□. 船舶修繕引当金

船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドック費用を見積り計上しております。

八. 賞与引当金

従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方針

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

イ. 海運事業

海運事業に係る収益は、国内・海外においての海上輸送であり、顧客との運送契約に基づいて貨物を輸送する履行義務を負っております。当該運送契約は、航海期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度である航海日数に基づいて収益を認識しております。

ロ. 港運・倉庫事業

港運事業に係る収益は、港湾地区における荷捌き業務であり、貨物の仕分け及び貨物の一時保管を行う義務等を負っております。当該履行義務は、サービス提供時点において、充足されると判断し、作業完了時点で収益を認識しております。また、倉庫事業に係る収益は、寄託を受けた物品を倉庫において保管する事業であり、顧客との保管契約に基づいて保管サービスを提供する履行義務を負っております。当該保管契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金利息

ロ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ハ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または金利変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または金利変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略していません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は、海運事業について、輸送完了を以て収益を認識しておりましたが、当連結会計年度の期首より航海期間における日数に基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もり、収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に区分表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に区分表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金は 51 百万円減少、契約資産は 24 百万円増加、買掛金は 34 百万円減少、契約負債は 42 百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は 70 百万円減少、売上原価は 63 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 6 百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

債務保証損失引当金の計上の要否

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社は内航海運事業の傭船先に対して、傭船先の船舶購入資金調達のための金融機関からの借入につき債務保証を実施しており、業績が悪化している傭船先の債務保証損失引当金の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、船舶使用期間で獲得される割引前将来キャッシュ・フローが借入額を超えると判断されたため、債務保証損失引当金は計上しておりません。

ロ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

債務保証損失額を見積るにあたり、「傭船使用期間に月額傭船料を乗じた金額」と「傭船使用期間終了時の船舶の残価」の合計額と借入残高を比し、借入残高が超過した場合に債務保証損失引当金を認識しています。これらは、いずれも経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであり、特に船舶の使用期間及び船舶の残価は実際の使用状況や経済環境によって変化するため不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
・建物	2,532 百万円	・短期借入金	1,255 百万円
・船舶	552 百万円	・長期借入金	3,251 百万円
・土地	2,566 百万円		
・投資有価証券	680 百万円		
計	6,331 百万円	計	4,506 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,550 百万円 (内 減損損失累計額 48 百万円)

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・英幸海運有限会社	354 百万円
・新正海運有限会社	346 百万円
・福良汽船株式会社	206 百万円
・株式会社大前運送店	135 百万円
・栄隆汽船有限会社	91 百万円

計 1,134 百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 1,224,000 株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	52,350 株	45 株	6,800 株	45,595 株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 45 株の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加分 45 株

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 6,800 株の内訳は次のとおりであります。

事前交付型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少分 6,800 株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	一株当たり の配当金	基準日	効力 発生日
2021年6月24日 第78回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	58百万円	50円	2021年 3月31日	2021年 6月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	一株当たり の配当金	基準日	効力 発生日
2022年6月23日 第79回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	108百万円	92円	2022年 3月31日	2022年 6月24日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、海運事業・倉庫事業を行うための設備計画に照らして、銀行借入により資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び未収運賃は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

す。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。また、一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであります。なお、設備資金に係る借入金の過半には財務制限条項を約定しております。また、このうち変動金利での借入分は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記1.「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」

(4)「会計方針に関する事項」⑦「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について取引先ごとと与信限度額を決め、管理部が取引先の状況の定期的なモニタリングを実施しております。その中で回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引の取扱要領により、その取引と管理を行っております。残高照合等は四半期決算ごとに実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
① 投資有価証券	1,227	1,227	—
② 長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	10	10	(0)
③ 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(4,995)	(4,961)	(33)
④ リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	(109)	(109)	—
⑤ デリバティブ取引	(12)	(12)	—

備考：表中で負債に計上されている金額については（ ）で示しております。

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「短期貸付金」、「支払手形」、「買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は「① 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	295

3. デリバティブ取引にはヘッジ会計が適用されております。また、デリバティブ取引の内、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,227	—	—	1,227
デリバティブ取引 金利関連	—	(12)	—	(12)

備考：表中で負債に計上されている金額については () で示しております。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	10	—	10
長期借入金	—	(4,961)	—	(4,961)
リース債務	—	(109)	—	(109)

備考：表中で負債に計上されている金額については（ ）で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価方法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

①収益の分解

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	報告セグメント		合計 (百万円)
	海運事業 (百万円)	港運・倉庫事業 (百万円)	
内航海運	6,632	—	6,632
外航海運	1,966	—	1,966
港湾運送	—	5,984	5,984
保管収入	—	435	435
作業収入	—	1,068	1,068
顧客との契約から生じる収益	8,598	7,488	16,087
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	8,598	7,488	16,087

②収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」 「(4) 会計方針に関する事項」 「⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,942円72銭
- (2) 1株当たり当期純利益 305円94銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定)
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

③デリバティブ 時価法

④棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品（内航船） 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・貯蔵品（外航船） 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物・建物付属設備、構築物及び船舶の一部 定額法
- ・その他のもの 定率法

②無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・その他の無形固定資産 定額法

③リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

④船舶修繕引当金

船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドッグ費用を見積り計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 海運事業

海運事業に係る収益は、国内・海外における海上輸送であり、顧客との運送契約に基づいて貨物を輸送する履行義務を負っております。当該運送契約は、航海期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度である航海日数に基づいて収益を認識しております。

ロ. 港運・倉庫事業

港運事業に係る収益は、港湾地区における荷捌き業務であり、貨物の仕分け及び貨物の一時保管を行う義務等を負っております。当該履行義務は、サービス提供時点において、充足されると判断し、作業完了時点で収益を認識しております。また、倉庫事業に係る収益は、寄託を受けた物品を倉庫において保管する事業であり、顧客との保管契約に基づいて保管サービスを提供する履行義務を負っております。当該保管契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、海運事業について、輸送完了を以て収益を認識しておりましたが、当事業年度の期首より航海期間における日数に基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もり、収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に区分表示し、「流動負債」に表示していた「預り金」は、当事業年度より「預り金」及び「契約負債」に区分表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、売掛金は 51 百万円減少、契約資産は 24 百万円増加、買掛金は 34 百万円減少、契約負債は 42 百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は 70 百万円減少、売上原価は 63 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 6 百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

債務保証損失引当金の計上の要否

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は内航海運事業の傭船先に対して、傭船先の船舶購入資金調達のための金融機関からの借入につき債務保証を実施しており、業績が悪化している傭船先の債務保証損失引当金の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、船舶使用期間で獲得される割引前将来キャッシュ・フローが借入額を超えると判断されたため、債務保証損失引当金は計上しておりません。

ロ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表と同一の内容であるため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
・建物	2,532 百万円	・短期借入金	1,255 百万円
・船舶	552 百万円	・長期借入金	3,251 百万円
・土地	2,566 百万円		
・投資有価証券	680 百万円		
計	6,331 百万円	計	4,506 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,652 百万円

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・英幸海運有限会社	354 百万円
・新正海運有限会社	346 百万円
・福良汽船株式会社	206 百万円
・株式会社大前運送店	135 百万円
・栄隆汽船有限会社	91 百万円

計 1,134 百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

区分	①短期金銭債権	②長期金銭債権	③短期金銭債務
金額	1 百万円	118 百万円	23 百万円

(5) 取締役に対する長期金銭債務

未払役員退職慰労金は、2005年6月28日開催の第62回定時株主総会において承認可決された取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

区 分	①売上高	②仕入高	③営業取引以外の取引高
取引額	11 百万円	376 百万円	2 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	52,350 株	45 株	6,800 株	45,595 株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 45 株の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加分 45 株

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 6,800 株の内訳は次のとおりであります。

事前交付型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少分 6,800 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	K.S.LINES S.A.	直接所有 100%	・資金の援助	・資金の回収	58	貸付金	118
			・役員の兼任	・利息の受取	2	—	—

(注) 1. 子会社に対する資金の貸付利率については、調達金利を勘案して決定しております。

2. K.S.LINES S.A.に対する貸付については、89 百万円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,756円43銭

(2) 1株当たり当期純利益 309円03銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。